

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④ご契約内容の変更のお手続き



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ

URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」（年4回）

*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6685-6500（大代表）]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウィズタワー

電話 (03) 6685-6500（大代表）

お客さまサービスセンター ☎0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

’16年5月版

登B15F0342(2016.2.25) 営業F2950-03 ’16年4月作成 リ

第一フロンティア生命の変額個人年金保険

2016年5月版

安心プレゼント

年金原資保証型変額個人年金保険(14)



毎年もらえる。
ふえたら、
もっともらえる
プレゼント。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[引受保険会社]



しくみと特徴

ご注意 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

特徴 1

初期費用の負担がありません。

一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れるため、資産を効率よく運用できます。

特徴 2

毎年、確実に受け取れます。

定期給付金 (15回)

- 契約日の1年後から毎年、定期給付金を受け取れます。
- 定期給付金額は、運用実績によって毎年変動しますが、運用成果が不調な場合でも最低保証されます。▶P7・11

ふえたら、もっと受け取れます。

ボーナス金

契約日の相当額)に 1年後から、基本保険金額(一時払保険料に対する積立金額の割合が105%に到達するごとに、ボーナス金を受け取れます。▶P12)

特徴 3

運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

ケース① ケース② ともに

年金原資額 = 基本保険金額 (一時払保険料相当額)

ご注意 年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。

基本保険金額に対する積立金額の割合が105%となる金額

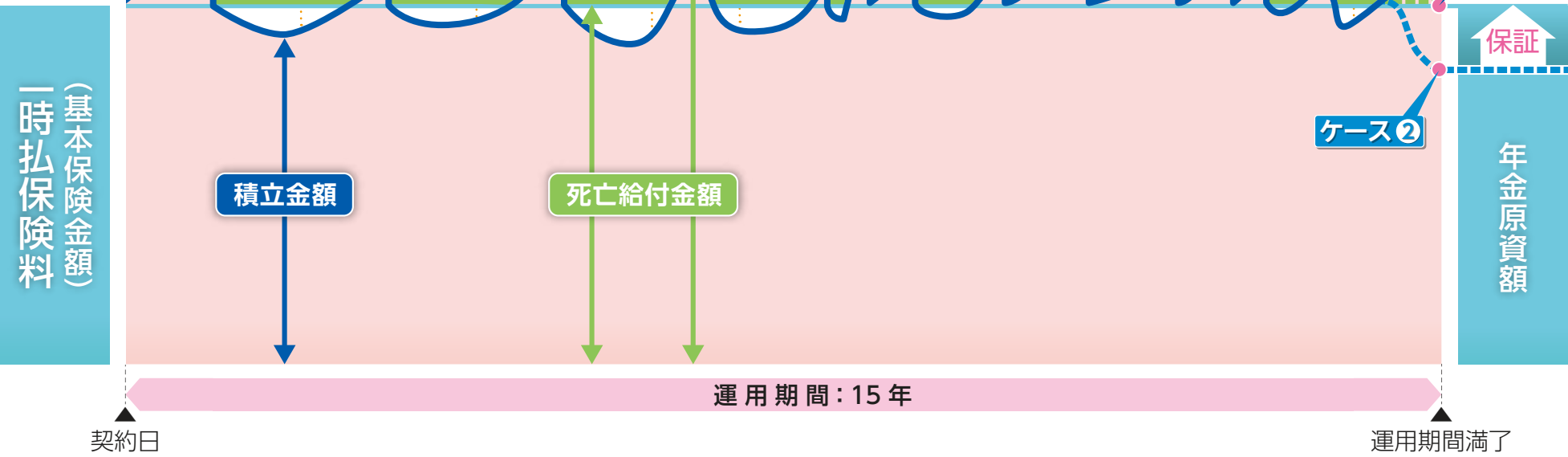
しくみ図 (イメージ)

ご注意 契約年齢について

契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)は、性別により異なります。

男性	0歳～70歳
女性	0歳～75歳

くわしくは ▶P14



年金受取

または

一括受取

一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の定期給付金額、ボーナス金額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

<用語について>

契約日 契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

ご注意 この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは ▶P17・18 をお読みください。

しくみ図(イメージ)と特徴

— 積立金額 (運用実績により毎日変動(増減)します)
— 一時払保険料 (基本保険金額)



この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

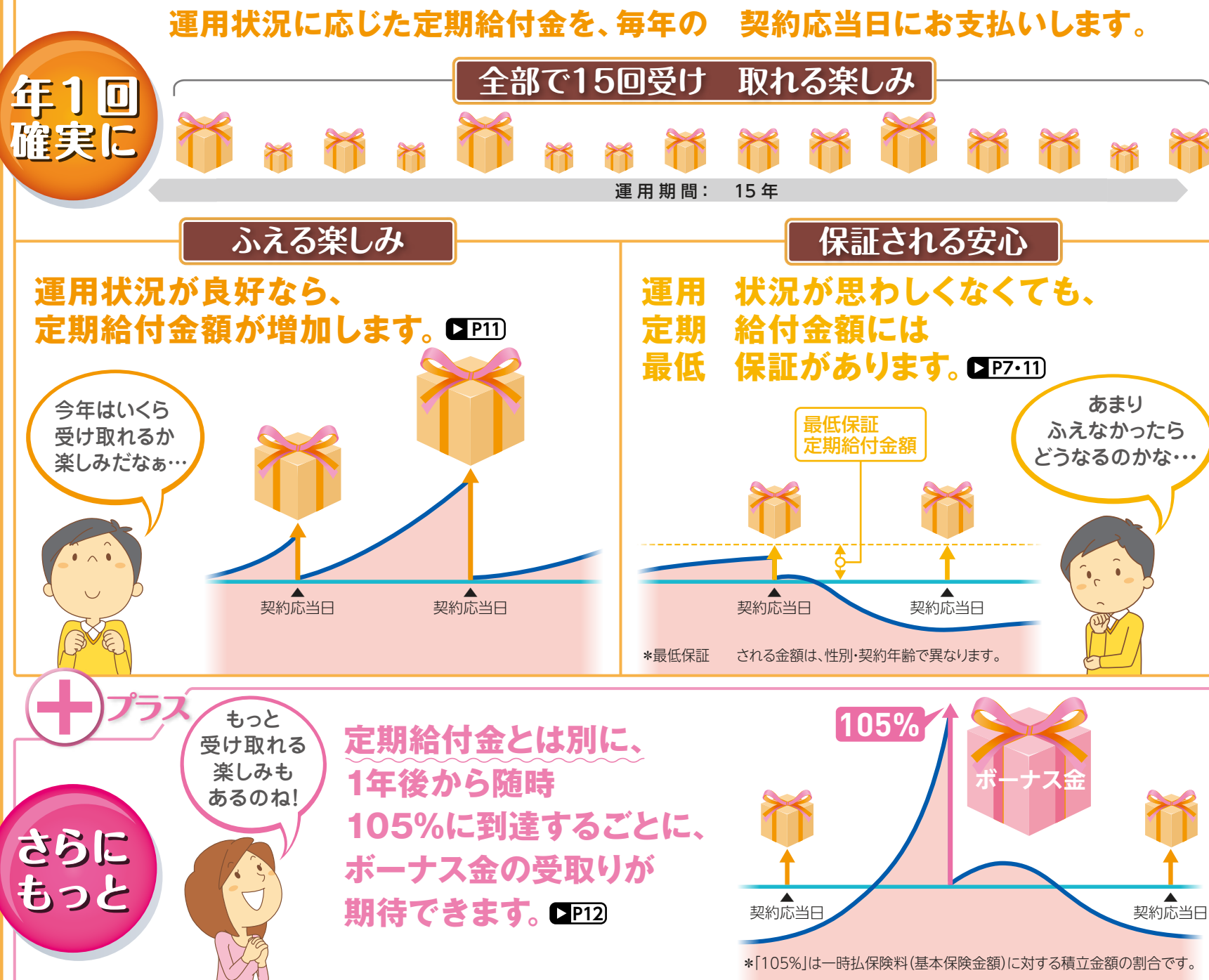
契約時

初期費用の負担がありません。

一時払保険料の全額を特別勘定に繰り入れるため、資産を効率よく運用できます。



運用期間中



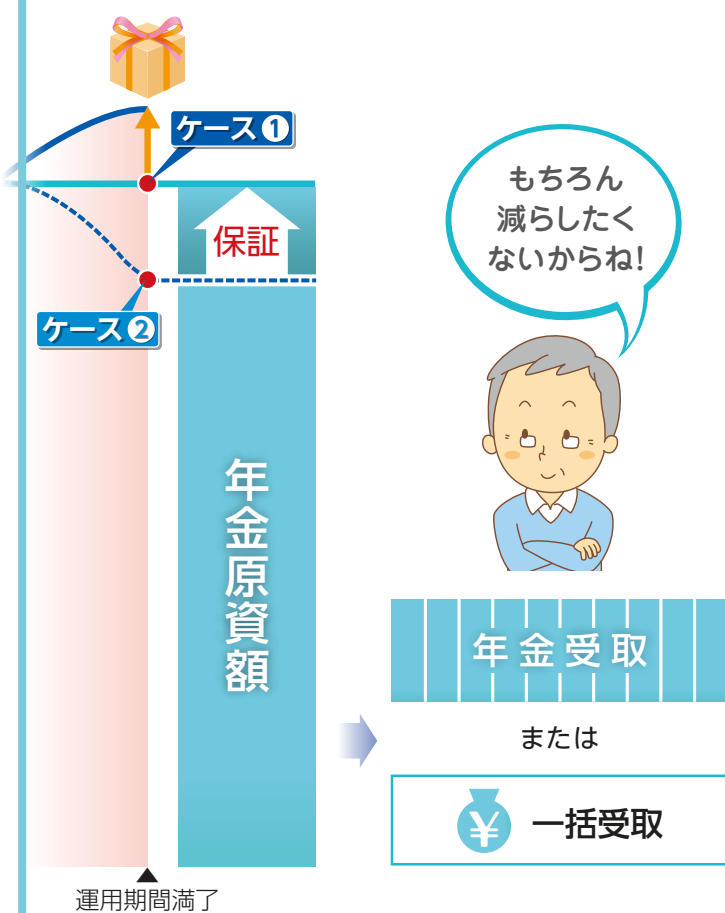
死亡給付金額 死亡給付金は一時払保険料(基本保険金額)が最低(積立金額 または 基本保険金額)のいずれか保証されます。大きい金額となります)

運用期間満了時

年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

ケース① ケース② ともに

$$\text{年金原資額} = \text{基本保険金額 (一時払保険料相当額)}$$



ご注意 年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の定期給付金額、ボーナス金額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

<用語について>

契約日 契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

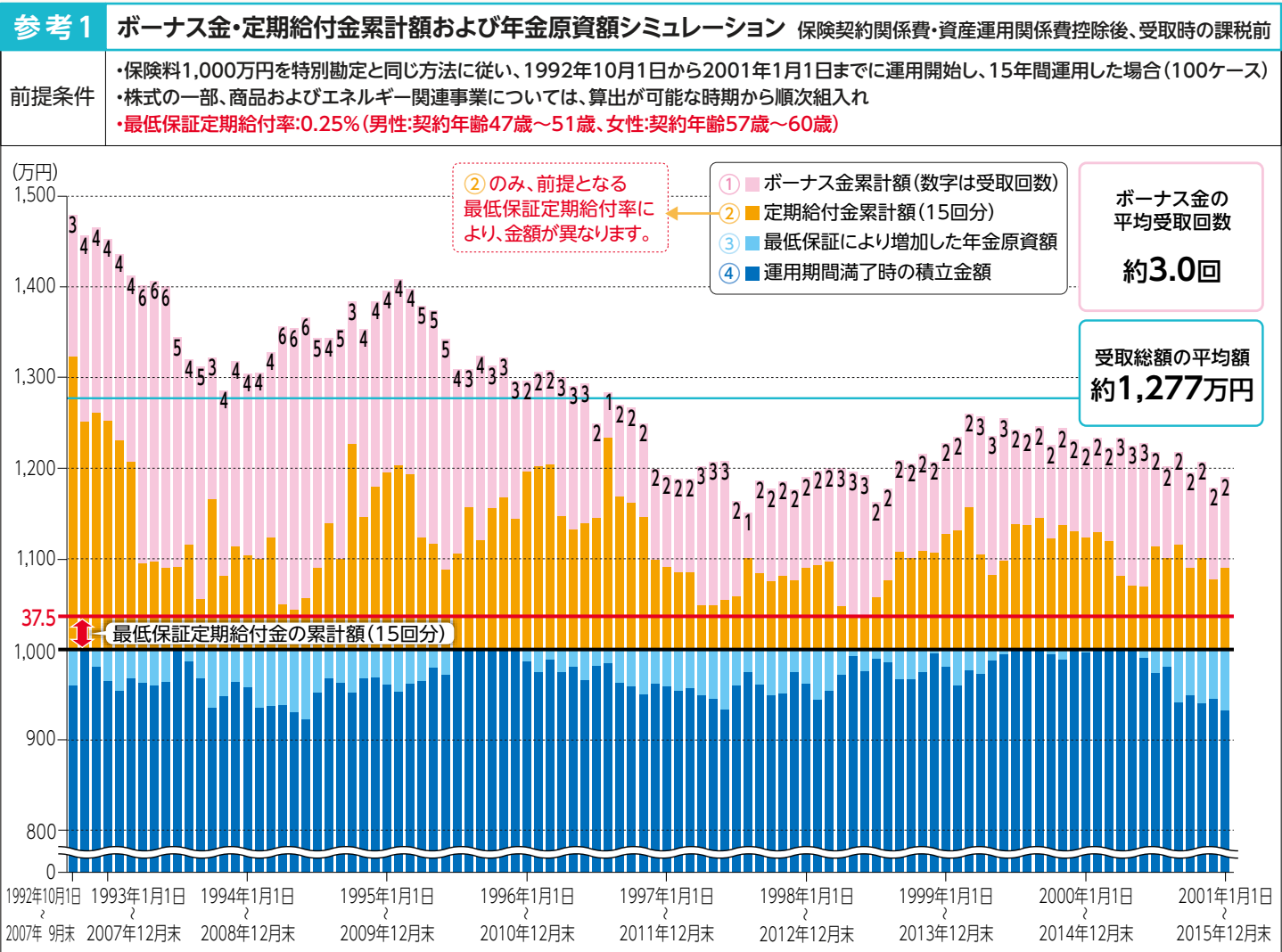
ご注意 この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは▶P17・18をお読みください。

運用のしくみ

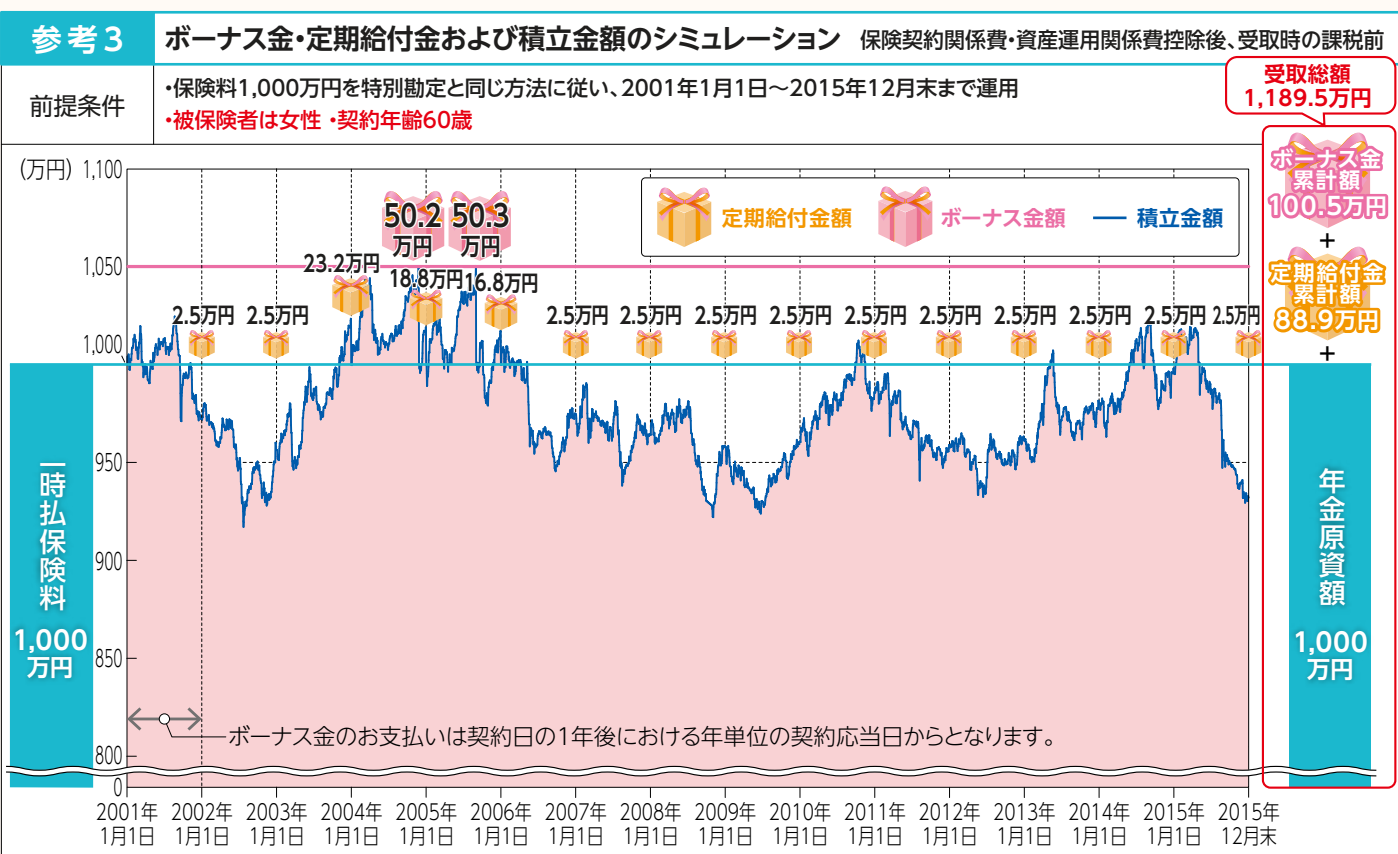
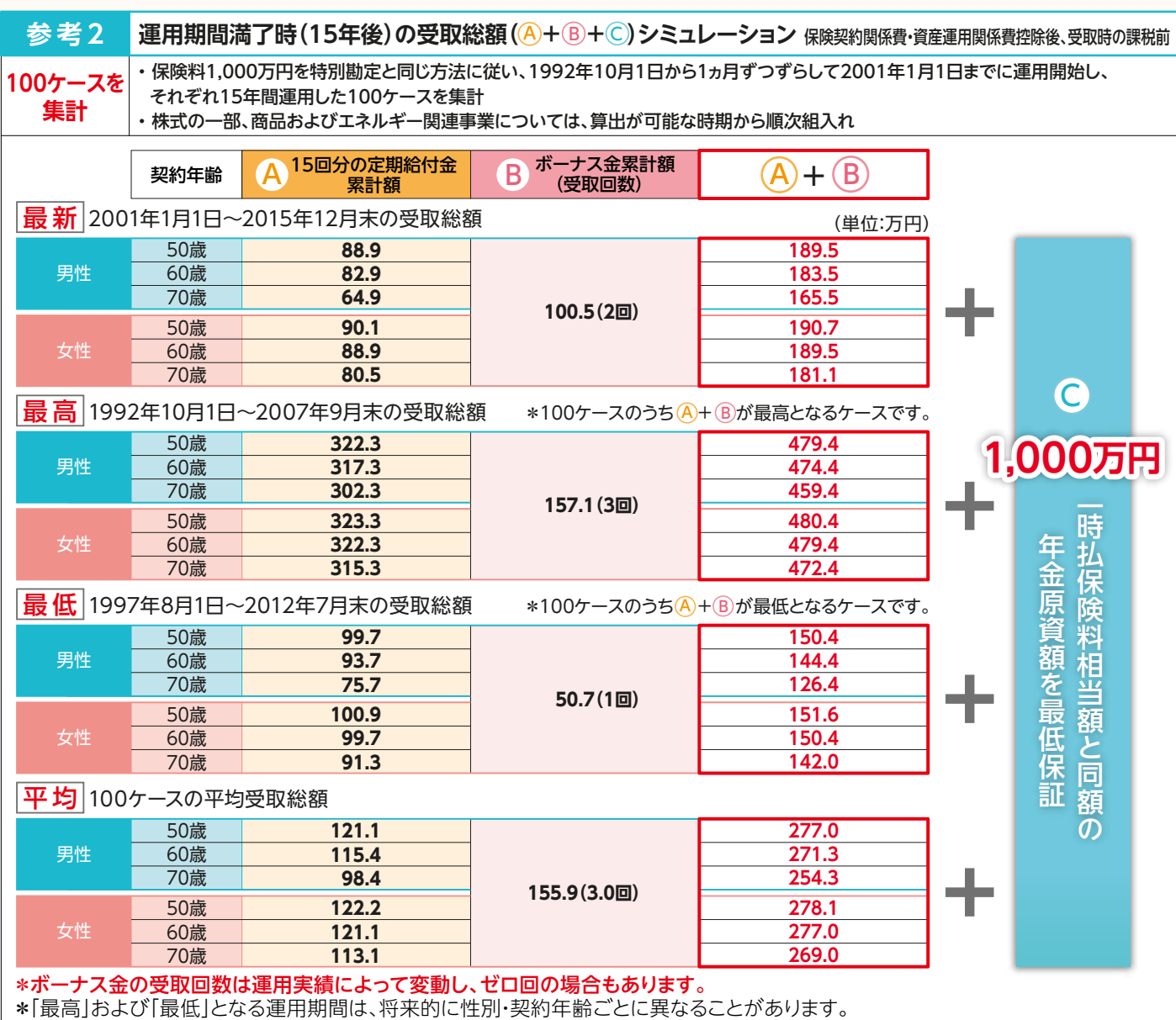
- 実質的に、先進国・新興国の「株式」、先進国の「債券」、米国・欧州の「不動産(リート)」、エネルギーなどの「商品」、米国の「エネルギー関連事業」の5つの資産に投資し、市場環境に応じて、配分を毎月見直します。
- さらに、「短期金融資産」に配分することで、資産全体の値動きを一定の範囲に抑えるよう毎日調整します。



*外貨建の投資対象については、対円での為替ヘッジを行います。特別勘定の詳細につきましては、「特別勘定のしおり」をお読みください。



【注意】 「参考1」~「参考3」の上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。・資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2015年12月末時点の税率(一律8%)で計算しています。



毎年受け取れる定期給付金額には、最低保証があります。

最低保証定期給付金額 = 基本保険金額 × 最低保証定期給付率

「最低保証定期給付率」は契約日※の被保険者の性・年齢別に異なります。

※契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

●一時払保険料(基本保険金額) 1,000万円の場合 (カッコ内は最低保証定期給付率)

男性	
契約年齢	最低保証 定期給付金額
0～31歳	2.8万円 (0.28%)
32歳	2.7万円 (0.27%)
33歳	
34歳	
35歳	
36歳	
37歳	
38歳	2.6万円 (0.26%)
39歳	
40歳	
41歳	
42歳	
43歳	
44歳	2.5万円 (0.25%)
45歳	
46歳	
47歳	
48歳	
49歳	
50歳	2.4万円 (0.24%)
51歳	
52歳	
53歳	2.3万円 (0.23%)
54歳	
55歳	
56歳	2.2万円 (0.22%)
57歳	2.1万円 (0.21%)
58歳	
59歳	2.0万円 (0.20%)
60歳	1.9万円 (0.19%)
61歳	1.8万円 (0.18%)
62歳	1.7万円 (0.17%)
63歳	1.6万円 (0.16%)
64歳	1.5万円 (0.15%)
65歳	1.3万円 (0.13%)
66歳	1.2万円 (0.12%)
67歳	1.0万円 (0.10%)
68歳	0.8万円 (0.08%)
69歳	0.5万円 (0.05%)
70歳	

契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)は、性別により異なります。

男性	0歳～70歳
女性	0歳～75歳

▶ P14

女性	
契約年齢	最低保証 定期給付金額
0～31歳	2.8万円 (0.28%)
32歳	
33歳	
34歳	
35歳	
36歳	
37歳	2.7万円 (0.27%)
38歳	
39歳	
40歳	
41歳	
42歳	
43歳	2.6万円 (0.26%)
44歳	
45歳	
46歳	
47歳	
48歳	
49歳	2.5万円 (0.25%)
50歳	
51歳	
52歳	2.4万円 (0.24%)
53歳	
54歳	
55歳	2.3万円 (0.23%)
56歳	
57歳	
58歳	2.2万円 (0.22%)
59歳	
60歳	2.1万円 (0.21%)
61歳	2.0万円 (0.20%)
62歳	1.9万円 (0.19%)
63歳	1.8万円 (0.18%)
64歳	1.6万円 (0.16%)
65歳	1.5万円 (0.15%)
66歳	1.3万円 (0.13%)
67歳	1.1万円 (0.11%)
68歳	0.8万円 (0.08%)
69歳	
70歳	
71歳	
72歳	
73歳	
74歳	
75歳	

契約締結前交付書面
(契約概要／注意喚起情報)

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などに

いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解お支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

この冊子では、分かりやすさの観点から約款上の用語をつぎのとおり表記しています。

約款に記載の名称	この冊子での表記
運用成果払出金	ボーナス金
運用成果確定日	ボーナス金確定日

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

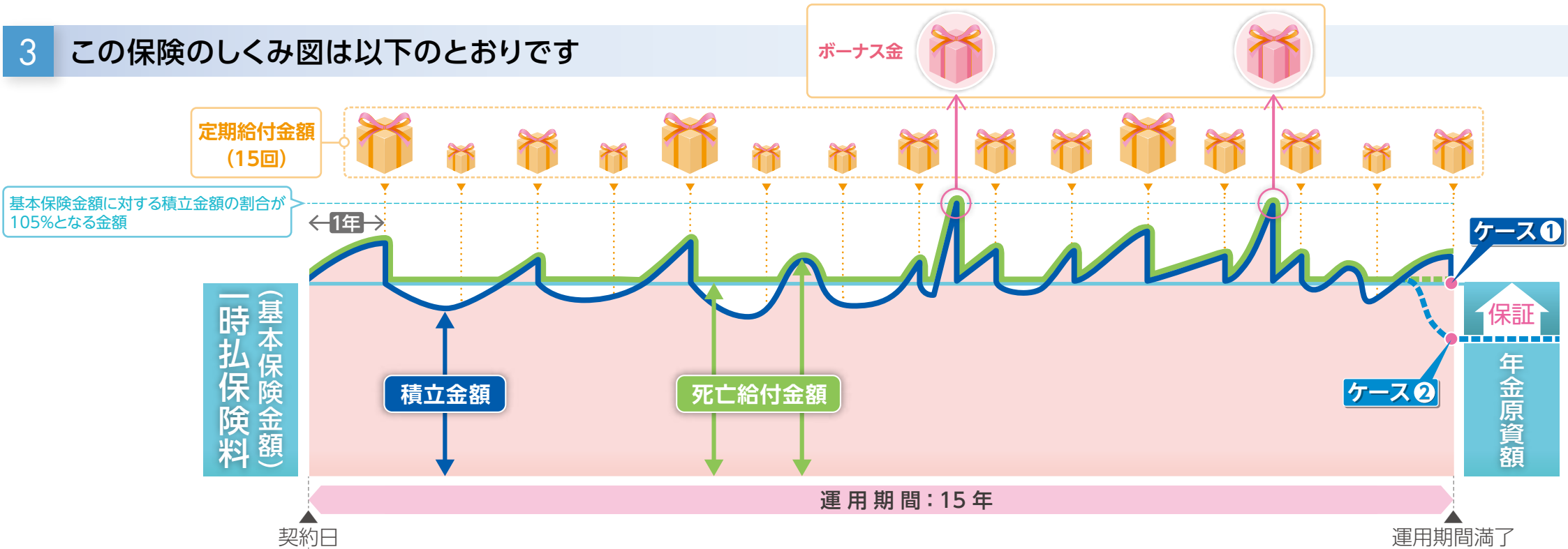
- この保険は、年金支払開始日の前日末における基本保険金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。
- 契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り、定期給付金・ボーナス金をお受け取りいただけます。

	受取人	受取日	受取額
定期給付金	契約者	毎年の年単位の契約応当日および運用期間満了日の翌日にお支払いします。	運用実績に応じた金額をお受け取りいただけます。ただし、契約日の性・年齢別に定まる最低保証があります。
ボーナス金		運用期間満了日までにおいて、基本保険金額に対する積立金額の割合が105%に到達するごとに、お支払いします。	ボーナス金確定日末の積立金額と基本保険金額との差額をお受け取りいただけます。

- 死亡給付金額および年金原資額は基本保険金額が最低保証されます。ただし、年金原資額として基本保険金額（一時払保険料相当額）が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。
- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。※
- ※一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

＜この保険の費用・リスク＞
この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは ▶ P17・18 をお読みください。

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです



ケース① ケース② とともに

年金原資額 = 基本保険金額 (一時払保険料相当額)

年金受取

または

¥ 一括受取

一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の定期給付金額、ボーナス金額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

契約概要

定期給付金

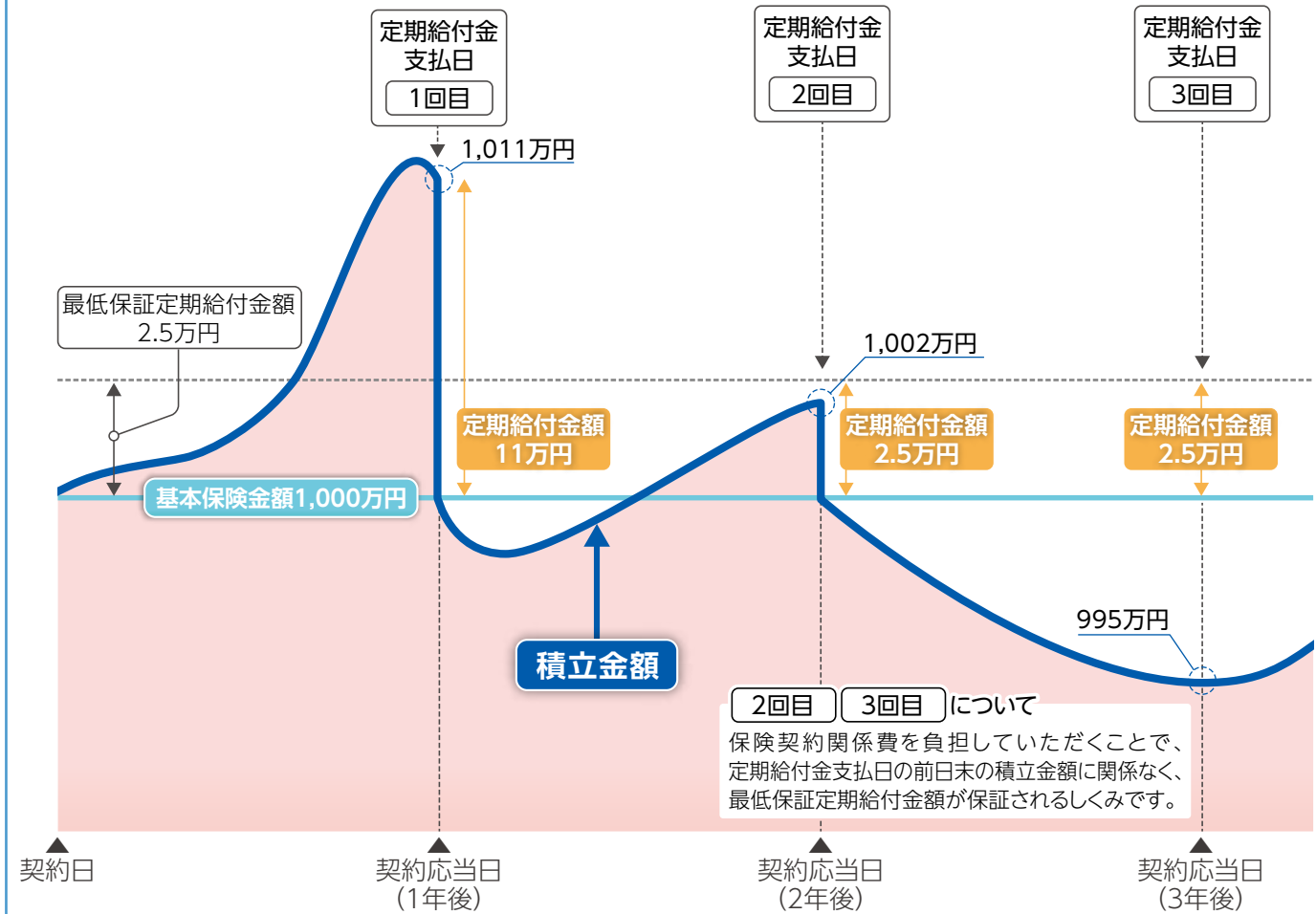
- 契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り、毎年の年単位の契約応当日（定期給付金支払日）に定期給付金をお支払いします。ただし、15回目の定期給付金のお支払いは、運用期間満了日の翌日となります。
- 定期給付金額には最低保証があり、基本保険金額に、契約日の性・年齢別に定まる最低保証定期給付率を乗じた金額となります（最低保証定期給付金額）。詳細はP7をご参照ください。
- 1回目から5回目までの定期給付金は源泉分離課税の対象となり、受取額は税控除後の金額となります。

定期給付金支払日の前日末 (15回目は運用期間満了日末)	定期給付金額
積立金額 - 基本保険金額 ≥ 最低保証定期給付金額 の場合	積立金額 - 基本保険金額
積立金額 - 基本保険金額 < 最低保証定期給付金額 の場合	最低保証定期給付金額

定期給付金などのイメージ

<前提条件>

- 一時払保険料（基本保険金額）：1,000万円 ●最低保証定期給付率：0.25%



定期給付金支払日	1回目	2回目	3回目
定期給付金受取前の積立金額	1,011万円	1,002万円	995万円
定期給付金額	11万円	2.5万円	2.5万円
定期給付金受取後の積立金額	1,000万円	1,000万円	995万円
定期給付金受取後の基本保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円

ボーナス金

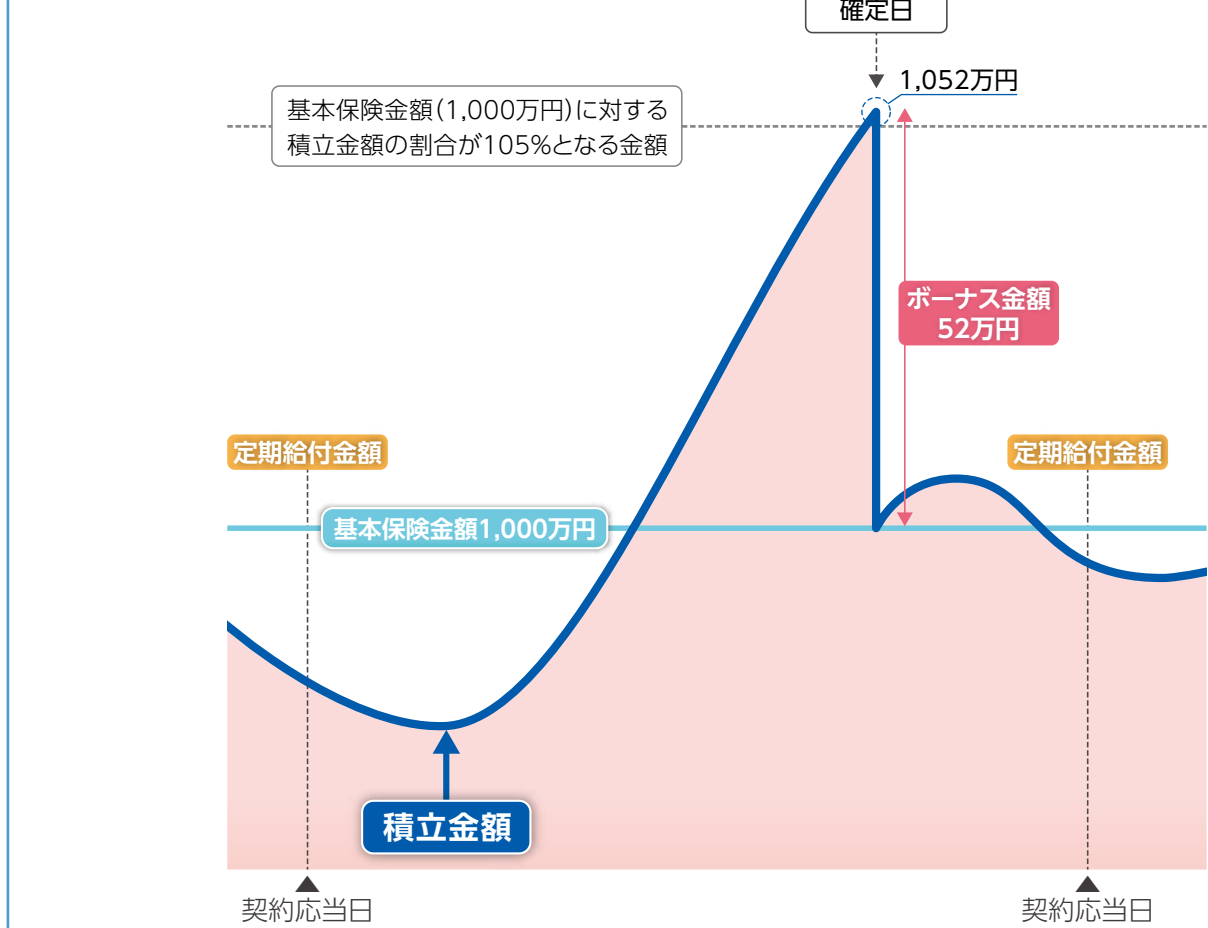
- 以下の場合にはボーナス金をお支払いします。なお、ボーナス金確定日が定期給付金支払日の前日または運用期間満了日と同日となる場合は、ボーナス金のお支払いはありません（定期給付金のお支払いとなります）。
- ボーナス金確定日が契約日から5年以内のボーナス金は源泉分離課税の対象となり、受取額は税控除後の金額となります。

契約日の1年後における年単位の契約応当日から 運用期間満了日	ボーナス金額
$\frac{\text{各日末の積立金額}}{\text{各日末の基本保険金額}} \geq 105\%$ の場合（毎日判定します）	積立金額 - 基本保険金額

ボーナス金などのイメージ

<前提条件>

- 一時払保険料（基本保険金額）：1,000万円



ボーナス金確定日におけるお取扱い	
ボーナス金受取前の積立金額	1,052万円
ボーナス金額	52万円
ボーナス金受取後の積立金額	1,000万円
ボーナス金受取後の基本保険金額	1,000万円

4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

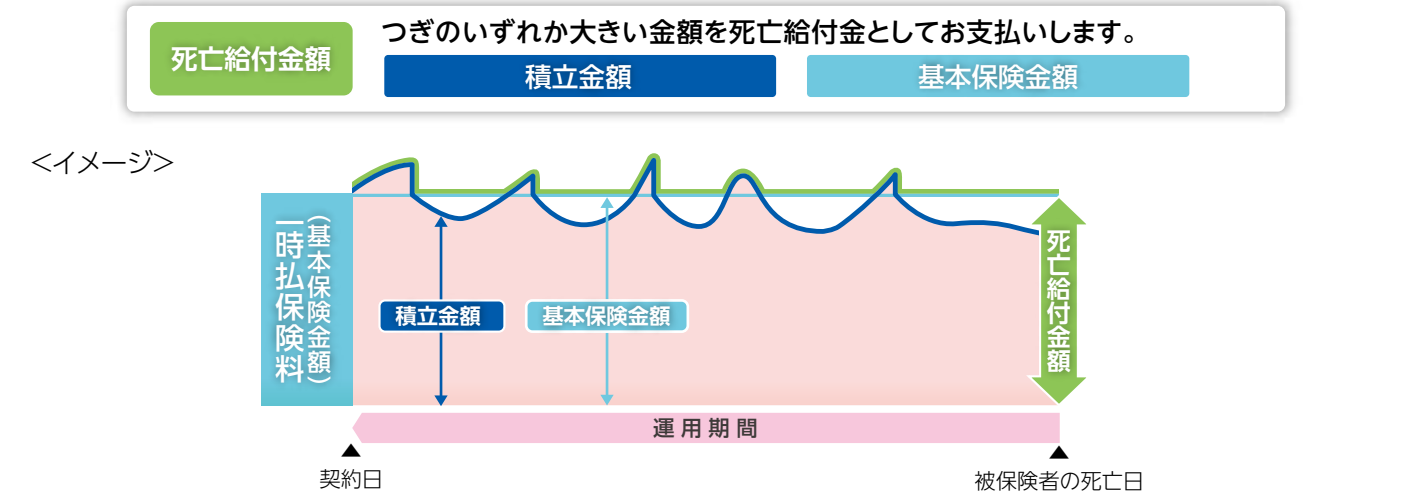
確定年金	年金受取開始年齢※
・年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。  ・年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	男性:15歳～85歳 女性:15歳～90歳

一括受取（年金原資額の一時支払）	
一括受取	年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。
*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
*年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます（年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります）。

死亡給付金

被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。



年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P15をご参照ください。

5 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額（一時払保険料）		200万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		15年
契約年齢		男性:0歳～70歳 女性:0歳～75歳（契約日における被保険者の満年齢）
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
定期給付金および ボーナス金受取人		ご契約者
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更		・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付		取り扱いません。

6 この保険には付加できる特約があります

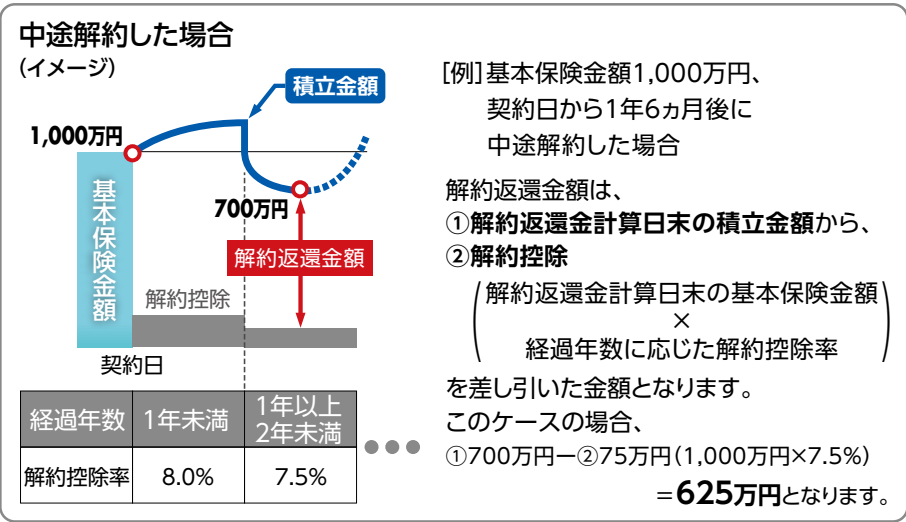
詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

死亡給付金等の年金払特約	死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただけます。
運用期間中年金支払移行特約	運用期間中に年金支払に移行することができます。 契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、付加できます。 特約年金の種類は、主契約の年金の種類と同様です。【P13をご参照ください】 特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額となります（解約控除適用後の解約返還金額が特約年金原資額となります）。

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 解約返還金額は一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
- 基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額(解約控除)が差し引かれます。



9 年金支払開始日を繰り延べることができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は、最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします(被保険者が男性の場合、契約日の年齢に関わらず、年金支払開始日を繰り延べることができます。被保険者が女性の場合、契約日の年齢が75歳の場合のみ、年金支払開始日を繰り延べることができません)。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における基本保険金額と同額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。また、定期給付金およびボーナス金のお支払いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。

10 特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

- 特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称：GDグローバルアセット型	
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド14VA(適格機関投資家限定)
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 年率0.10%(税抜き) の1/365を毎日控除します。
特別勘定の投資方針	日本・米国・欧州・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券、米国・欧州のリート(不動産投資信託)、商品(コモディティ)、米国のエネルギー関連MLPなどを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

■各資産の構成要素は、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

資産	構成要素	内容
株式	日本株式先物ロール戦略指数	TOPIXの上場先物の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
	米国株式先物ロール戦略指数	米国の株式を対象としたS&P 500種指数の上場先物の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
	欧州株式先物ロール戦略指数	欧州の株式を対象としたユーロストックス50指数の上場先物の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
	DAXglobal® BRIC ネット・トータル・リターン指数	新興国の株式を対象とした指数です。4か国を対象としています。
	Next 11 Core 8 トータル・リターン指数	新興国の株式を対象とした指数です。8か国を対象としています。
債券	日本国債先物ロール戦略指数	日本国債(満期10年)の上場先物の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
	米国国債先物ロール戦略指数	米国債(満期10年)の上場先物の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
	欧州国債先物ロール戦略指数	ドイツ国債(満期10年)の上場先物の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
不動産(リート)	FTSE EPRA/NAREIT 米国不動産指数	米国のREIT(不動産投資信託)および不動産関連株を対象とした指数です。
	FTSE EPRA/NAREIT 欧州不動産指数	欧州のREIT(不動産投資信託)および不動産関連株を対象とした指数です。
商品	S&P GSCI E142 トータル・リターン指数	エネルギー、非鉄金属、貴金属、農産物、畜産物の5セクターに含まれる商品(コモディティ)によって構成される指数です。
エネルギー関連事業	モーニングスターMLP コンポジット トータル・リターン指数	米国のエネルギー関連MLPを投資対象とした指数です。
短期金融資産	短期金融資産	

*外貨建の投資対象については、対円での為替ヘッジを行います。

*法令や規制方針の変更により、やむを得ず投資対象を変更することがあります。

- 主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。また、投資対象となる投資信託はスワップ取引を行います。そのため、スワップ取引の相手先が債務不履行または支払不能に陥った場合、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

- 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

11 お客さまに負担していただく諸費用があります

費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたいいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、お支払事由のお読みください。

事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みおよび制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しております


ご注意

お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

運用期間中

すべてのご契約者に負担していただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資・定期給付金の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して年率 3.22%	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 ※ 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率 0.10% (税抜き)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2016年3月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

特定のご契約者に負担していただく費用

特別勘定による運用期間中にご契約を解約・減額する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除 ご契約の解約などに必要な費用です。	基本保険金額に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額	ご契約の解約などの際に積立金から控除します。

解約返還金額の計算方法

解約返還金計算日末の積立金額 − 解約返還金計算日末の基本保険金額 × 解約控除率 (下表参照)

解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
解約控除率	8.0%	7.5%	6.9%	6.4%	5.9%	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%

経過年数	10年以上11年未満	11年以上12年未満	12年以上13年未満	13年以上14年未満	14年以上15年未満
解約控除率	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%


ご注意

年金受取期間中

年金支払開始日以後に負担していただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) ※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2016年3月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。


ご注意

解約・減額する場合のリスクについて (損失が生じるおそれ)

運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。


ご注意

投資リスクについて (損失が生じるおそれ)

- この保険は、日本・米国・欧州・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券、米国・欧州のリート(不動産投資信託)、商品(コモディティ)、米国のエネルギー関連事業への投資などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内**(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または**ご契約の解除**(以下「お申込みの撤回など」といいます)を**することができます**。
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。
 <送り先>〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます**。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の**契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります**。
- 第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命が特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

4 死亡給付金・年金・定期給付金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡給付金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺**によるものとしてご契約が取消となった場合

5 解約返還金額が増加または減少することがあります

- 解約返還金額の計算方法など詳細はP17をご参照ください。

6 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、**契約条件が変更されることがあります**。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構	TEL:03-3286-2820 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/
-------------	---

7 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

8 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

9 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- 詳細については「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

10 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）。
- お問い合わせ先については、第一フロンティア生命お客さまサービスセンター（0120-876-126）までご照会ください。
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

11 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

12 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）
9:00～17:00

13 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2016年3月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
- *2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
- *契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。
--------------	---

運用期間中

定期給付金に対する課税

- ① 最低保証定期給付金額 ≤（積立金額 － 一時払保険料） の場合

1回目から5回目まで	6回目から15回目まで
20.315%源泉分離課税	所得税（雑所得）＋住民税

課税対象額 = 定期給付金額 － 必要経費

*必要経費 = 定期給付金額 × $\frac{\text{（一時払保険料 － 過去に必要な経費とした金額）}}{\text{積立金額}}$

- ② 0 <（積立金額 － 一時払保険料） < 最低保証定期給付金額 の場合
定期給付金額のうち、積立金額が一時払保険料を上回っている部分については①と同様に、それ以外の部分については下記③と同様に取り扱われます。
- ③（積立金額 － 一時払保険料） ≤ 0 の場合
定期給付金額と同額を必要経費とし、過去に必要な経費とした金額との合計額が一時払保険料を超えない限り課税されません。

ボーナス金に対する課税

ボーナス金確定日が契約日から5年以内	ボーナス金確定日が契約日から5年超
20.315%源泉分離課税	所得税（雑所得）＋住民税

課税対象額 = ボーナス金額 － 必要経費

*必要経費 = ボーナス金額 × $\frac{\text{（一時払保険料 － 過去に必要な経費とした金額）}}{\text{ボーナス金確定日末の積立金額}}$

解約・減額時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
20.315%源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税

死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）＋住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

年金受取期間中

一括受取（年金原資額の一時支払）時の課税

所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

課税対象額 =（年金原資額 － 必要経費 － 50万円（特別控除））× $\frac{1}{2}$

- * 必要経費 = 一時払保険料 － 過去に必要な経費とした金額
- * 一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。
- * ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税（雑所得）＋住民税	所得税（一時所得）＋住民税

- * 上記の雑所得について、ご契約者と年金受取人が別人の場合（「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます）、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。
- * ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。